

平成29年12月末における少年非行等の概況(暫定値)

生活安全部

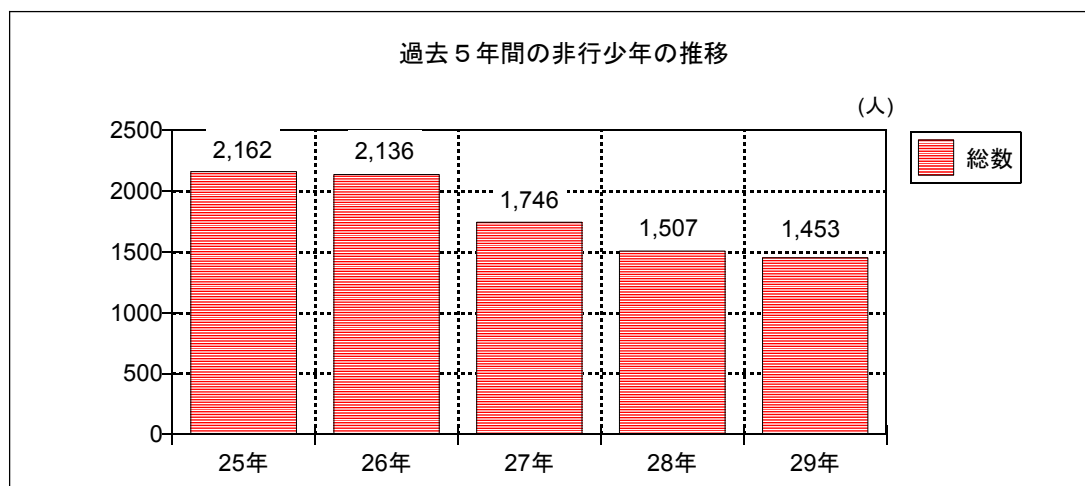
◎ 非行少年等の状況

非行少年は1,453人で、前年比54人(3.6%)減少した。刑法犯少年は1,309人で22人(1.7%)減少、特別法犯少年は141人で34人(19.4%)減少、ぐ犯少年は3人で2人(200.0%)増加した。

不良行為少年は1万5,622人で、前年比1,249人(8.7%)増加した。

		非 行 少 年								不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯				
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年				
総 数	29年	1,453	1,309	810	499	141	127	14	3	15,622
	28年	1,507	1,331	887	444	175	153	22	1	14,373
	増減 (%)	-54 (-3.6)	-22 (-1.7)	-77 (-8.7)	55 (12.4)	-34 (-19.4)	-26 (-17.0)	-8 (-36.4)	2 (200.0)	
うち 女子	29年	249	223	102	121	25	22	3	1	4,156
	28年	241	206	100	106	35	28	7		3,551
	増減 (%)	8 (3.3)	17 (8.3)	2 (2.0)	15 (14.2)	-10 (-28.6)	-6 (-21.4)	-4 (-57.1)	1	

- ※ 犯罪少年とは… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
 触法少年とは… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
 ぐ犯少年とは… その行動や性格、環境等から将来何らかの罪を犯すおそれのある少年
 非行少年とは… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう
 不良行為少年とは… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
 刑法犯・特別法犯とは… 刑法に定める罪、特別法の罪条に触れる行為を犯したことをいう



○ 刑法犯検挙・補導状況(罪種別)

罪種別では、窃盗犯が全体の65.9%(863人)を占め、このうち手口別では、万引きが71.4%(616人)と最も高い割合を占めている。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃 盗 犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち 万引き					
29年	1,309	16	141	863	616	13	29	247
28年	1,331	14	133	810	562	9	30	335
増減 (%)	-22 (-1.7)	2 (14.3)	8 (6.0)	53 (6.5)	54 (9.6)	4 (44.4)	-1 (-3.3)	-88 (-26.3)

※刑法犯(犯罪少年)の再犯者率～ 26.3%(前年比3.5%減少)

○ 刑法犯検挙・補導状況（学職別）

学職別では、小学生が全体の24.5%(320人)、中学生が24.5%(321人)、高校生が25.7%(337人)を占めた。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年	1,309	1	1,083	320	321	337	105	144	81
28年	1,331		1,055	248	328	385	94	175	101
増減 (%)	-22 (-1.7)	1	28 (2.7)	72 (29.0)	-7 (-2.1)	-48 (-12.5)	11 (11.7)	-31 (-17.7)	-20 (-19.8)

○ 特別法犯検挙・補導状況（法令別）

特別法犯少年は141人で、前年比34人(19.4%)減少した。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
29年	141	19	40	14	1	2	10	2	52	
28年	175	15	58	14	3	3	8	3	69	
増減 (%)	-34 (-19.4)	4 (26.7)	-18 (-31.0)	0	-2 (-66.7)	-1 (-33.3)	-1 (-50.0)	2 (25.0)	-1 (-33.3)	-17 (-24.6)

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は3人で、前年比3人(50.0%)減少した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生						有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年	3	1			1		1	1	
28年	6	1			1		2	3	
増減 (%)	-3 (-50.0)	0			0		-1 (-50.0)	-2 (-66.7)	

※薬物乱用少年とは… 大麻や覚醒剤、麻薬等を所持するなどして大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒劇物取締法違反で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

福祉犯の検挙人員は315人で、前年比18人(6.1%)増加した。

福祉犯の被害少年は215人で、このうち児童・生徒・学生が180人と全体の83.3%を占めた。

コミュニティサイト等（出会い系サイトとコミュニティサイト）の利用に起因する福祉犯の被害少年は109人で、前年比37人(51.4%)増加した。

※ここでの「コミュニティサイト」とは、SNS、プロフィールサイト、ゲームサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称であり、統計上、無料通話アプリも含む。

○ 福祉犯の検挙人員

	総 数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
29年	315	20	139	124	15	5	12
28年	297	19	132	88	28	8	22
増減 (%)	18 (6.1)	1 (5.3)	7 (5.3)	36 (40.9)	-13 (-46.4)	-3 (-37.5)	-10 (-45.5)

